札幌市告示第4159号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年11月５日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

〒　004－8613　　札幌市清田区平岡１条１丁目２－１

札幌市清田区市民部総務企画課庶務係（清田区役所２階18番窓口）

電話　011-889-2006　　FAX 011-889-2701

２　入札に付する事項

⑴　役務の名称

令和８年度清田区総合庁舎駐車場除雪業務

⑵　調達案件の仕様等

入札説明書による。

⑶　履行期間

契約締結日から令和９年（2027年）３月31日まで

⑷　履行場所

入札説明書による。

⑸　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和８年度～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」中分類「除雪サービス業」小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。

⑶　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑷　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑸　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑹　令和８年度～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

⑺　本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

４　入札書の提出場所等

⑴　入札説明書を交付する場所

上記１の場所及び札幌市清田区ホームページで入手できる。（札幌市清田区ホームページ http://www.city.sapporo.jp/kiyota/index.html）

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

⑵　入札書の提出場所及び提出方法

上記１に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

⑶　入札書の受領期限
令和８年11月17日（火）午前8時55分（送付による場合は必着）
⑷　開札の日時及び場所
令和８年11月17日（火）午前９時00分
札幌市清田区役所１階１Ａ会議室（札幌市清田区平岡１条１丁目２－１）
⑸　契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記１に掲げる場所。

５　入札手続等
⑴　入札保証金　　免除
⑵　契約保証金　　要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
⑶　入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　　要
⑸　落札者の決定方法
ア　落札者の決定
札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
イ　入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する。
落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
⑹　入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
⑺　詳細は入札説明書による。